

令和2年5月15日
愛媛県人事委員会事務局

令和2年度愛媛県職員等採用候補者試験における 新型コロナウイルス感染症等への対応について

標記試験では、新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、以下のとおり実施しますので、受験をされる方はご留意ください。

1. 【マスクの着用】

試験当日は、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。試験時間中の写真撮影の際には、試験官の指示に従い、マスクを一時的に外してください。

2. 【アルコール消毒】

受付（又は試験室入口）に手指消毒用アルコールを設置しますので、手指消毒にご協力ください。また、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありません。

3. 【試験室の換気】

試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けます。夏季及び冬季にはエアコンを稼働する予定ですが、室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。ご理解・ご協力を願います。

4. 【体調不良の方】

(1) 以下の方は、新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、当日の受験を控えていただくようお願いします。

(ア) 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方

(イ) 保健所から「濃厚接触者」※として判断され、自宅待機を要請されている方

※濃厚接触者：臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者（以下、「患者（確定例）」という。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることが出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

引用：「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所 感染症疫学センター）

(2) なお、理由の如何を問わず、欠席者向けの再試験は実施しません。

受験される方お一人おひとりが、日常の手洗いなどの基本的な感染症対策、免疫力を高める十分な睡眠などに心掛け、万全の状態で試験に臨んでください。

5. 【合格者発表】

県庁前掲示板における合格者受験番号の掲示を中止し、愛媛県職員採用情報ホームページでの掲示のみとします。

6. 【試験結果の開示】

既に試験案内を公表している試験を含め、口頭による試験結果の開示請求については、郵送による開示請求に変更します。

今後、試験実施の変更がありましたら、愛媛県職員採用情報ホームページに掲載しますので、適宜、御確認ください。

以上